

# 危機管理（大規模事故等）編



# 第1章 計画の目的、対象

## 第1節 計画の目的

- 今日、各地で発生している災害は、従来の地震や台風等の自然災害の他、火災等の事故や感染症等の健康被害等様々な事象に及んでいる。災害対策基本法で規定されている災害には、自然災害のみならず、人為的災害も対象としていることから、この危機管理編では、大きく市民の生命・身体・財産を脅かすものを「危機」としてとらえ、万一発生した場合には、被害を最小限に食い止め、組織として迅速・的確に対処する必要がある。
- 市域には住宅の密集した市街地や商業施設、鉄道等の施設が存在する。これらの施設で大規模事故等が発生した場合は、消防等の防災機関による対応とともに、市による情報収集、避難・救援等の災害応急活動が必要となる。また、こうした大規模事故以外にも社会や都市構造の変化、生活様式の多様化等により、従来想定していなかった災害が発生する可能性もあり、これらに対しても同様な対応が必要である。
- 本計画は、災害対策基本法に定義される大規模事故等を基本とし、広く市民の生命、身体、財産を脅かす危機を対象に、その初動態勢、応急対策等の危機管理対策を定めるものとする。

## 第2節 対象とする危機

- 小金井市が対象とする危機とは、当該事故の発生により人的あるいは物的被害が生じ、または市民生活に大きな影響を与えるものとし、以下に示すとおりとする。
- なお、以下に想定されていないものであっても、これらに類するものについては、この計画を適用する。

危機の名称	項目
大規模事故	航空機事故 ガス事故
緊急事態	大規模停電 大規模断水等 大雪対応 NBC 災害

## 第2章 市の危機管理体制

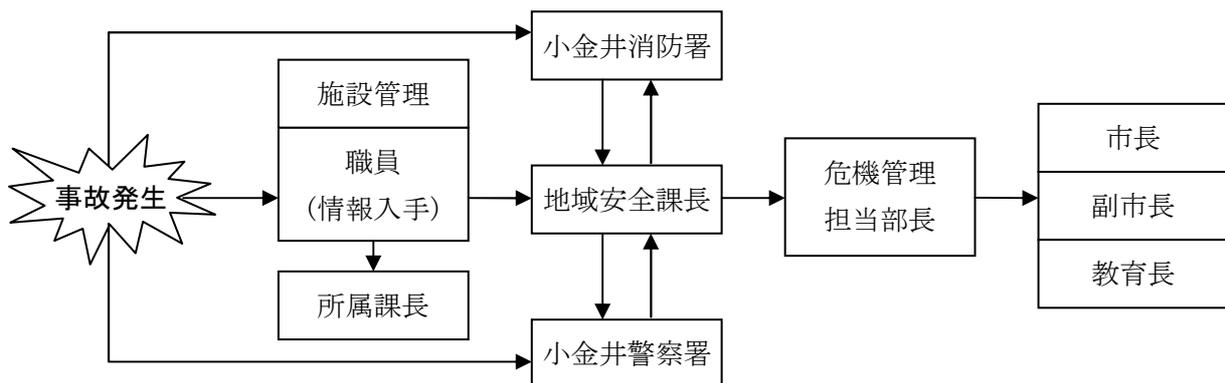
### 第1節 危機に対する組織体制

- 市は、危機が発生し、又は発生の恐れがある場合は、危機の規模・被害の状況等により危機管理に対応する組織を立ち上げ、必要な職員を配置し応急対策活動を実施する。

#### 第1 情報の収集伝達

- 危機の発生を確認又は情報入手した職員は、直ちに総務部地域安全課へ連絡する。夜間、休日の場合にあつては、市施設管理に連絡し、これを受けた職員は、直ちに総務部地域安全課長へ連絡する。
- 情報を受けた地域安全課長は、関係機関との連携が必要な場合は関係機関に連絡する。

##### 【連絡体制】



### 第2 危機レベルの設定

#### 1 危機レベル

- 危機に対応する組織体制を速やかに立ち上げるため、危機の状況、規模、切迫性等により危機レベルを次のとおり設定する。

危機レベル	内容
1	所管する係で緊急に対応する必要がある事象
2	所管する課で緊急に対応する必要がある事象
3	所管する部で緊急に対応する必要がある事象
4	市の各部署が連携し、市全体で緊急に対応する必要がある事象
5	市と関係機関が連携し、緊急に対応する必要がある事象

#### 2 危機レベルの判定

- 危機レベルは、事業を所管する部長が決定する。

### 第3 危機レベルに応じた活動体制

- 市の危機に対する活動体制は、危機レベルに応じて次のとおりとする。

活動体制	危機レベル	活動の内容
情報連絡体制	1～3	所管する部の範囲で情報収集及び応急活動を実施する。
庁内緊急体制	4・5	危機管理に対応する組織を設置し、全庁で連携して応急活動を実施する。
市本部体制	—	被害が大規模で広範囲にわたり災害対策基本法に基づく市本部の設置が必要となったときは、「震災編 第2部 4-13 (第1節 初動態勢)」を準用し応急活動を実施する。この場合、危機管理対策本部は廃止し、災害対策本部に速やかに移行する。

## 第2節 危機管理対策本部

### 第1 危機管理対策本部の設置

- 市は、大規模な危機に対しては市長を本部長とする小金井市危機管理対策本部（以下「危機管理対策本部」という。）を設置し、職員の初動態勢を確立するとともに適切な応急活動を実施する。

### 第2 組織及び所掌事務

- 危機管理対策本部の組織は、次のとおりとする。

構成員		所掌事務
本部長	市長	危機管理対策本部の事務を総括し、委員会の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長 教育長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
危機管理者	危機管理担当部長	庁内の危機管理体制を確立する。
委員	部長職 その他本部長が必要と認める職員	本部長の命を受け、危機管理対策にあたる。
事務局	地域安全課長 地域安全課職員	危機管理対策本部の事務を行う。

### 第3 危機管理対策本部の所掌事務

### 1 方針の決定

- 危機管理対策本部は、委員、小金井警察署、小金井消防署その他関係機関からの情報を分析し、市全体の対処方針を決定する。

### 2 職員の招集

- 本部長は、危機レベルに応じて必要な職員を招集する。

### 3 避難勧告及び避難指示

- 本部長は、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者に対し、避難のための立退きを指示する。

### 4 支援要請

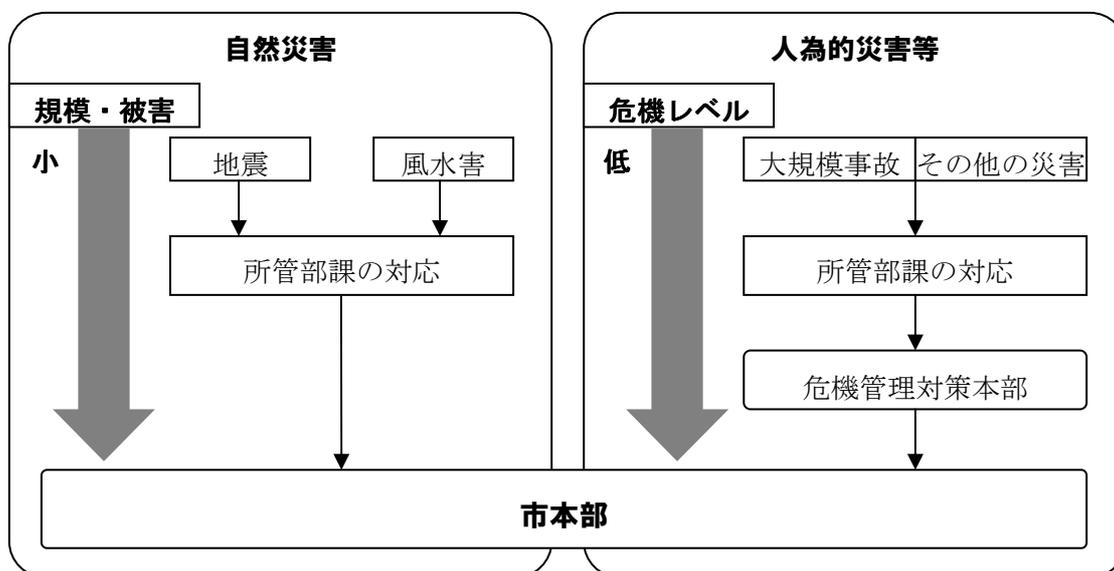
- 本部長は、都及び関係機関の支援が必要と判断したときは、支援の要請を行う。

### 5 市民への周知

- 本部長は、危機の状況について必要と判断したときは、防災行政無線、広報車等を利用し、危機の状況について市民へ広報する。

## 第4 他の対応組織との関係

- 危機管理対策本部と本計画で扱う「地震」「風水害」の組織との関係は次のとおりとする。



## 第3節 初動態勢

### 第1 職員の初動態勢

## 1 職員の招集

○ 職員は、危機のレベルに応じて、次のとおり参集するものとする。

危機レベル	参集する職員
1	所管（課長 係長 担当係員）
2	所管（部長 課長 係長 係全職員）
3	所管（部長 部内全課長 部内全係長 担当課全職員）
4	市長 副市長 教育長 全部長 担当部内全課長 部内全係長 担当課全職員
5	市長 副市長 教育長 全職員

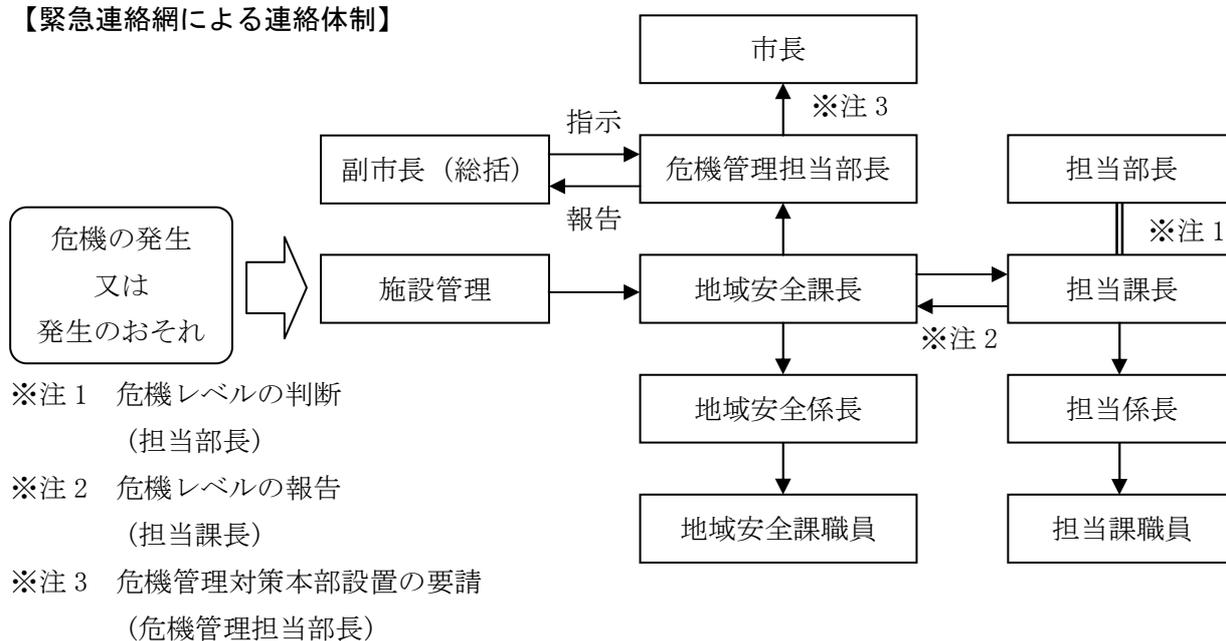
## 2 連絡体制の整備

○ 組織内の連絡体制は初動態勢の要であることから、各課は携帯電話等を使った緊急連絡体制の整備に努める。

## 第2 夜間・休日等勤務時間外の職員招集

○ 市長は、夜間・休日等の勤務時間外に危機が発生した場合は、緊急連絡網により速やかに職員を招集する。

### 【緊急連絡網による連絡体制】



## 第3 職員の責務

○ 職員は、日頃から危機管理意識を養い、万一危機が発生した場合は、初動態勢を確保するため次のとおり行動する。

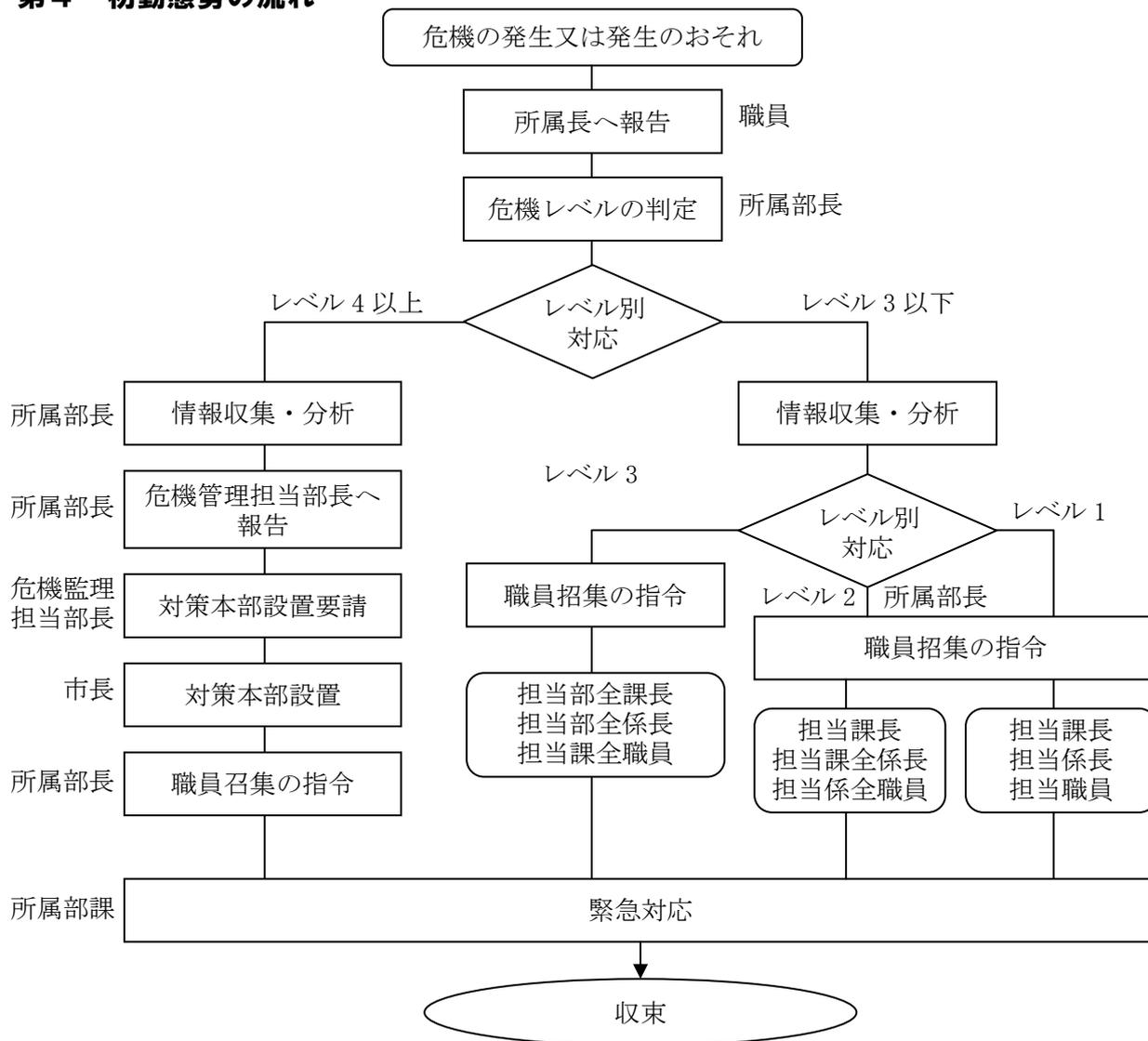
### 1 待機

- 危機の発生を知った職員は、緊急対応等を想定し、所属課長と連絡が取れる状況で待機する。

## 2 参集

- 職員は、夜間・休日等勤務時間外に職員招集があった場合は、速やかに参集する。また、報道等を通じて知った危機が、危機管理体制をとる必要があると推測されるときは、該当する職員は自主的に参集する。

## 第4 初動態勢の流れ



## 第4節 危機管理対応計画の作成

- 危機への対応は事象ごとに異なることから、市の各部課は、対象とする危機ごとに、所管する事業の中で危機の発生が想定される事象についてあらかじめ対応計画（危機管理マニュアル）を作成し、危機の発生に備えるものとする。

（別冊 様式 危機管理編 1 危機管理個別マニュアル）

## 第3章 航空機事故

### 第1節 想定される災害

- 定期旅客機、米軍・自衛隊機、民間機等の空中衝突・市街地への墜落といった航空機事故の発生により想定される主な災害、市民生活への影響は以下のことが考えられる。
  - 1 火災の発生
  - 2 墜落現場付近の建物崩壊
  - 3 人的被害の発生（搭乗者及び事故現場付近の住民等）
  - 4 道路被害の発生、付近道路の渋滞
  - 5 破片の飛散
  - 6 ライフラインの途絶
  - 7 学校の臨時休校、施設の臨時休館

### 第2節 応急対策

#### 第1 情報の伝達

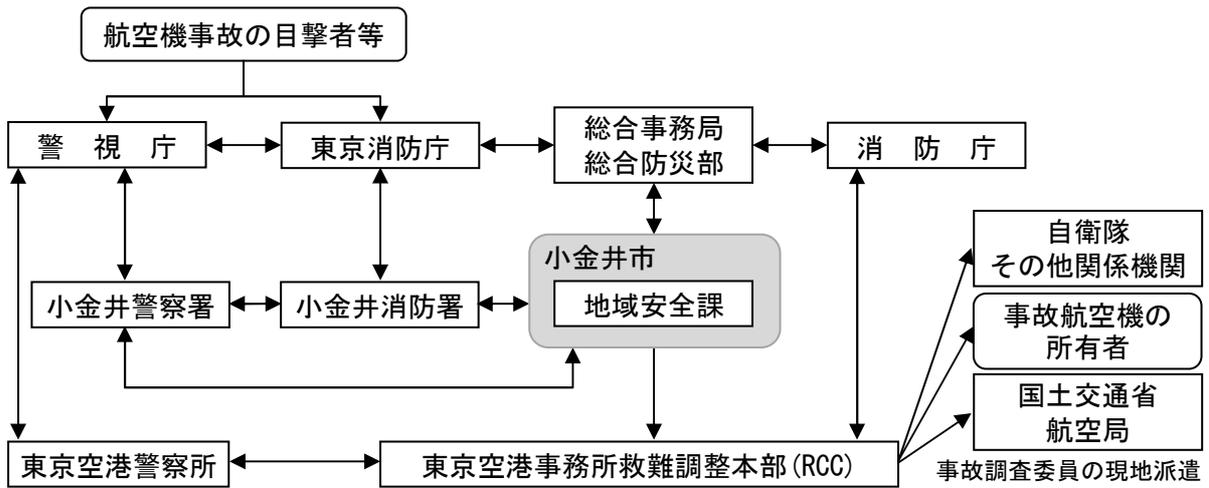
- 航空機事故が発生した場合は、次の事項を把握し、迅速に通報・伝達を行う。

自衛隊機、米軍機の場合は「米軍及び自衛隊機の飛行場周辺航空機事故等に関する緊急措置要綱」に基づき対策活動を実施する。

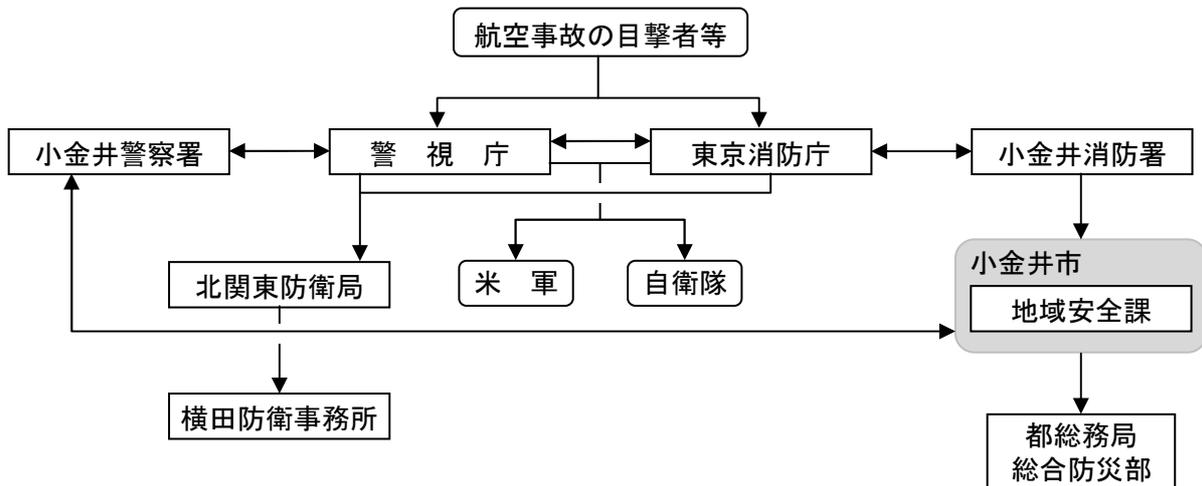
#### <連絡事項>

- 事故の種類
- 事故発生の日時、場所
- 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- その他必要な事項

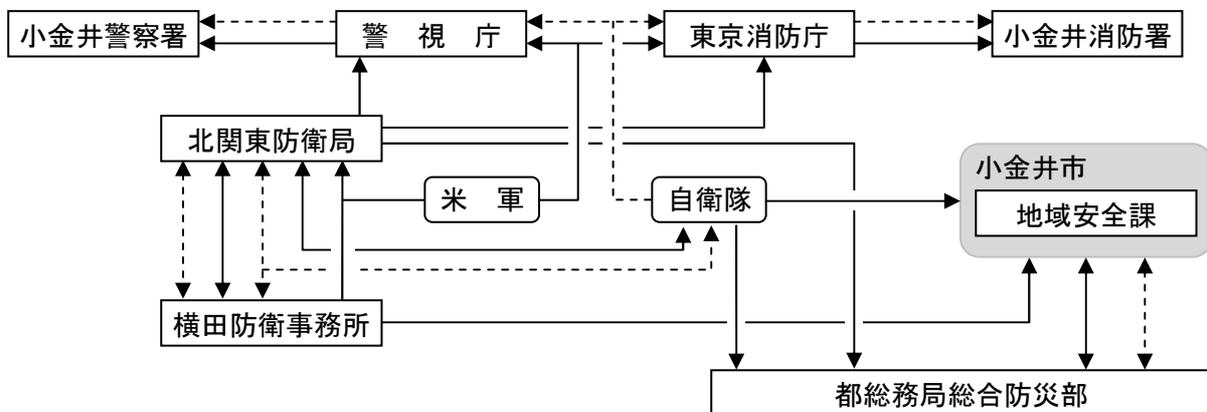
<通報経路（民間航空機事故の場合）>



<通報経路（自衛隊機または米軍機事故の場合）>



<米軍または自衛隊からの通報経路>



—— 米軍航空事故等に係る通報経路  
 - - - - 自衛隊航空事故等に係る通報経路

## 第2 活動体制

### 1 市の活動体制

機関名	内容
市	○ 「震災編 第2部 第4章 本部体制及び応急対応力の強化」に準じて行う。
小金井市消防団	○ 小金井消防署と連携した消火活動や危険排除、市本部からの要請に伴い広報活動や避難誘導等を行う。

### 2 関係機関の活動体制

機関名	内容
東京消防庁 小金井消防署	○ 大規模災害出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。 ○ 必要に応じて東京 DMAT と連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。
警視庁 小金井警察署	○ 事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止等に務める。
都及び関係防災機関	○ 米軍または自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空機事故等に関する緊急措置要綱」に基づき対応する。 ○ 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡調整所にあつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。
小金井市医師会	○ 市本部からの要請に基づき、医療救護班を編成して事故現場に派遣する。 ○ 負傷者が多数発生している場合はトリアージを行う。
東京電力 東京ガス NTT 東日本	○ 各設備の被害状況を把握し、復旧措置を行う。 ○ 被害状況や復旧見込み情報等は、市へ報告する。
(株)ジェイコム東京	○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。

## 第4章 ガス事故

### 第1節 想定される災害

- ガス漏えい及びガス漏えいによる着火・爆発事故の発生により想定される主な災害、市民生活への影響は以下のことが考えられる。
  - 1 ガス漏えい箇所付近における立入り制限に伴う市民生活への影響
  - 2 ガス漏えい箇所付近における火気使用禁止に伴う市民生活への影響
  - 3 人的被害の発生（事故現場及び事故現場付近の住民等）
  - 4 付近道路の渋滞

### 第2節 予防対策

- ガス漏えい及びガス漏えいによる着火・爆発事故の発生に備え、訓練等を実施する。

機関名	内容
東京ガス	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 工事関係者に対する安全教育 毎年教育計画を実施し、工事関係者等に対して工事及び保安についての教育及び訓練を行う。</li><li>○ 防災訓練の実施 関係官庁が行う防災訓練等に参加して年1回以上訓練を行う。</li></ul>

### 第3節 応急対策

#### 1 市の活動態勢

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「震災編 第2部 第4章 本部体制及び応急対応力の強化」に準じて行う。</li></ul>
小金井市消防団	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 小金井消防署と連携した避難誘導、市本部からの要請に伴い広報活動等を行う。</li></ul>

## 2 関係防災機関の活動体制

機関名	内容
東京ガス	<p>1 通報連絡等            通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、直ちにガスライト 24、並びに消防、警察、道路管理者及び沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要事項とする。</p> <p>2 非常災害対策組織            ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた組織による。            なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、ガスライト 24 では 24 時間の緊急出動体制を確立している。</p> <p>3 事故時の応急措置            (1) 1 消防機関及び警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。            ア 人身災害が発生したときは、直ちに医師または消防機関に連絡し、適切な措置をとる。            イ ガス漏れい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。            ウ 状況に応じ、ガスメーターコック、遮断装置等によりガスの供給を停止する。            エ 状況に応じ、マンホールの開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。            オ 状況に応じ、戸別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広報活動を行う。また、市に対して防災行政無線等による広報を依頼する。            (2) 事故の状況に応じ、応援の依頼または特別出動の要請を行う。            (3) 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。</p>
東京消防庁 小金井消防署	<p>○ 事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京 DMAT と連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。</p>
警視庁 小金井警察署	<p>○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。            ○ 市長が避難の指示をすることができないと認めたとき、または市長からの要請があったときは、避難の指示を行う。            ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。            ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。</p>
小金井市医師会	<p>○ 市本部からの要請に基づき、医療救護班を編成して事故現場に派遣する。            ○ 負傷者が多数発生している場合はトリアージを行う。</p>
(株) ジェイコム 東京	<p>○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。</p>

## 第5章 大規模停電

### 第1節 想定される災害

- 外的要因等により電力設備が被災して大規模停電が発生した場合、想定される主な災害、市民生活への影響は以下のことが考えられる。
  - 1 人工呼吸器等の医療機器が使用できないことによる二次災害の発生
  - 2 信号機や街路灯の滅灯による交通被害の発生
  - 3 エレベーターの停止に伴う要救助者の発生
  - 4 電力喪失に伴うライフライン停止等の二次被害の発生
  - 5 その他電力喪失を起因とする人的被害の発生
  - 6 列車運行停止による帰宅困難者の発生
  - 7 電力喪失による行政機関及び企業等の事業継続の停滞
  - 8 電化製品が使用できないことによる市民生活への影響

### 第2節 予防対策

機関名	内容
東京電力	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 設備構成の多重化 送電線ルートを網の目状に設置し、災害発生によりどこかのルートが使用できなくなった場合でも他のルートを使って送電できる体制を構築している。</li><li>○ 復旧用資機材の確保等 設備ごとの応急復旧用資機材を各地の資材センター等に確保しているほか、他の電力会社からも復旧用資機材の融通を受けられる体制を確立している。 資機材の輸送力として、トラック、ヘリコプター等を確保するため、輸送会社と契約を締結し、災害時に即応できる体制を構築している。</li></ul>

### 第3節 応急対策

- 広域に長時間にわたって発生した大規模停電は、電力供給だけではなく、水道、交通、通信等のライフラインに重大な影響を与え、災害対応に支障をもたらすとともに多くの市民の生活に不安と混乱を招くことを鑑み、大規模停電発生時における防災機関及び事故原因者等は直ちに対策

を講じる。

## 1 市の活動体制

機関名	内容
市	○ 「震災編 第2部 第4章 本部体制及び応急対応力の強化」に準じて行う。
小金井市消防団	○ 小金井消防署と連携した危険排除、市本部からの要請に伴い広報活動等を行う。

## 2 関係機関の活動体制

機関名	内容
東京電力	○ 非常態勢の確立 ○ 設備の多重化、送電線や配電線の連携により、事故設備の切離しや他のルートを使った送電の実施 ○ 市への情報提供
東京消防庁 小金井消防署	○ 大規模停電により多数の救出・救護事案が発生した場合は、初動態勢の確立及び関係機関との活動開始後の協力態勢確保し、迅速な救助・救急活動を実施する。
警視庁 小金井警察署	○ 事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制、信号停止に伴う車輛誘導等を実施し、被害の拡大防止等に務める。
ジェイコム東京	○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。

## 第6章 大規模断水等

### 第1節 想定される災害

- 水道管の破損・漏水、浄水施設への異物混入等による大規模断水・水質汚濁の発生により想定される市民生活への影響は以下のことが考えられる。
  - 1 乳幼児のミルク等飲用水を確保できないことによる市民生活への影響
  - 2 トイレ用水等の生活用水を確保できないことによる市民生活への影響
  - 3 透析患者等、大量の水を必要とする医療機関への影響

### 第2節 応急対策

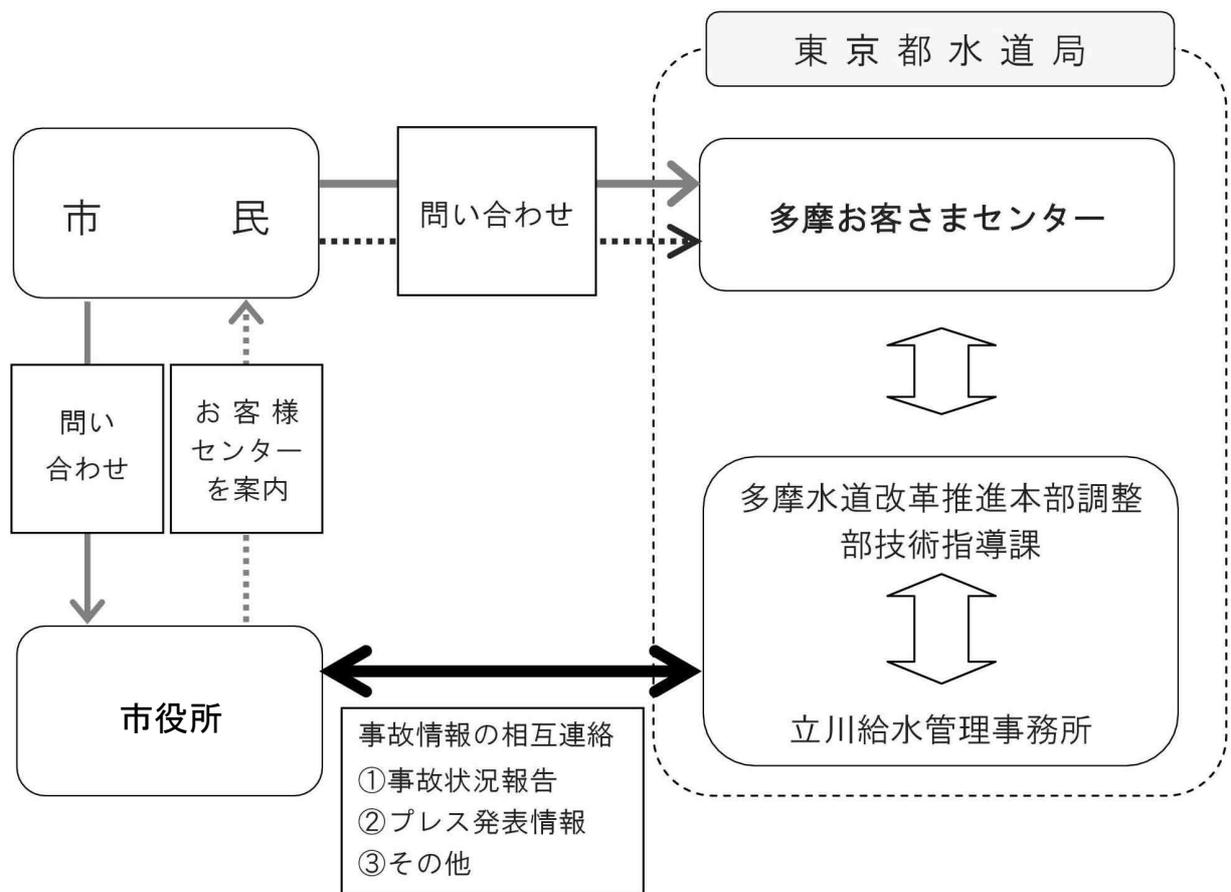
#### 1 市の活動体制

機関名	内容
市	○ 「震災編 第2部 第4章 本部体制及び応急対応力の強化」に準じて行う。
小金井市消防団	○ 小金井消防署と連携し、断水時の火災が発生した場合は、防火水槽を活用した消火活動を行う。 ○ 市本部からの要請に伴い広報活動等を行う。

#### 2 関係機関の活動体制

機関名	内容
都水道局	○ 断水の原因を調査し、早期に復旧を図る。 ○ 事故状況やプレス発表情報は、「大規模な水道事故における情報連絡系統図」に基づきくらしの安全課に報告する。 ○ 「多摩お客さまセンター」を通して、市民からの問い合わせに対応する。
東京消防庁 小金井消防署	○ 断水時の火災に備え、火災が発生した場合は、防火水槽を活用した消火活動を実施する。
ジェイコム東京	○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。

<大規模な水道事故時における情報連絡系統図>



## 第7章 大雪対応

### 第1節 想定される災害

○ 大雪の発生により想定される市民生活への影響は以下のことが考えられる。

- 1 交通機関の運休等による市民生活への影響
- 2 除雪のための車両や堆積場の不足による市民生活への影響

### 第2節 応急対策

#### 1 市の活動体制

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 交通量の多い駅付近の路線、坂路、通学路等主要な市道の除雪を実施する。</li><li>○ その他については、「震災編 第2部 第4章 本部体制及び応急対応力の強化」に準じて行う。</li></ul>
小金井市消防団	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 小金井消防署と連携し、市本部からの要請に伴い消防水利の確保等を行う。</li></ul>

#### 2 関係機関の活動体制

機関名	内容
都建設局	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 都道について、除雪作業の協力業者名、提供可能な資機材や労力、作業分担図、建設事務所の対応要員及び連絡系統等を定めた「雪害対策計画書」を作成し、実施態勢を確保する。</li></ul>
東京消防庁 小金井消防署	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 凍結や積雪により、消火栓等にホースが連結が可能な状況にあるか確認を行う等、消防水利の確保を行う。</li><li>○ 急病者の緊急搬送に備え、道路の除雪状況等を把握する。</li></ul>
バス事業者 (京王バス)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 各バス路線の運行状況を適時かつ適切にHP等で情報提供する。</li><li>○ 管轄するバス路線の道路積雪（凍結）状況等を確認し、輸送の安全を確保した上で可能な限り運行の継続に努める。</li></ul>
ジェイコム東京	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。</li></ul>

## 第8章 NBC 災害

### 第1節 予防対策

- NBC 災害等の被害を最小限に留めるためには、緊急事態に迅速かつ一貫して対処する総合的な危機管理体制の確立が必要である。
- これまで、化学防護部隊及びNBC テロ捜査隊（警視庁）や、特殊災害に対応する消防救助機動部隊及び化学機動中隊（東京消防庁）が配備されている。
- 都福祉保健局ではNBC 災害に対し、傷病者の適切な治療の実施と医療施設での二次災害を予防するため、医療機関に除染設備等を引き続き整備する。
- 都総務局では関係防災機関と連絡を密にするとともに、都福祉保健局・多摩府中保健所においても、地域関係機関との連絡会を設置する等、初動連絡体制を確保する。
- 市においても初動連絡体制の確保に努める。

機関名	内容
警視庁	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平素から、関係機関及び事業所等との良好な関係構築を図るとともに自主防災体制の確立に向けた指導を機会あるごとに行う。</li><li>○ 各事業者に対し、非常時用資器材、施設の警備措置及び施錠措置等の点検を随時実施させるとともに、自主防犯訓練の実施を督促する。</li><li>○ 化学防護部隊及びNBC テロ捜査隊による関係機関との合同訓練等を実施して災害対応に万全を期している</li></ul>
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 毒・劇物、放射線対策として防護服、空気呼吸器、防毒マスク、各種測定資器材、除染資器材を整備している。</li></ul>
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 東京都災害拠点病院に対し、NBC 災害の被害者の診断等に必要除染設備等の医療機器を整備している。</li></ul>

### 第2節 応急対策

- NBC 災害による人身被害が発生し、または発生のおそれかおる場合、関係機関は以下の応急措置を行う。
- 収集した情報は、(株)ジェイコム東京を始めとする報道機関を通して市民に情報提供を行う。

#### 第1 被災者の救助及び治療

##### 1 救助活動

機関名	内容
都	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 現地調整連絡所を通して、災害現場の救助活動に必要な支援を行う。</li></ul>

機関名	内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察、消防等と関係機関との支援協力体制の構築に努める。</li> <li>○ 必要により、現地救護所におけるトリアージや応急処置の実施のため、医療救護班を派遣する。</li> </ul>
東京消防庁 小金井消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画により対応する。</li> <li>○ 必要に応じて東京 DMAT と連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。</li> </ul>

## 2 搬送活動

機関名	内容
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者の搬送にあたっては、除染の処理が終了した者から搬送する等、二次汚染の防止を徹底する。</li> <li>○ 被災者は原則として救急車により搬送するが、大規模事故等により多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員、資機材等の輸送に車両が必要な場合は、輸送用車両を確保する。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者の搬送について、輸送車両が不足する場合は庁用車を提供する。</li> </ul>

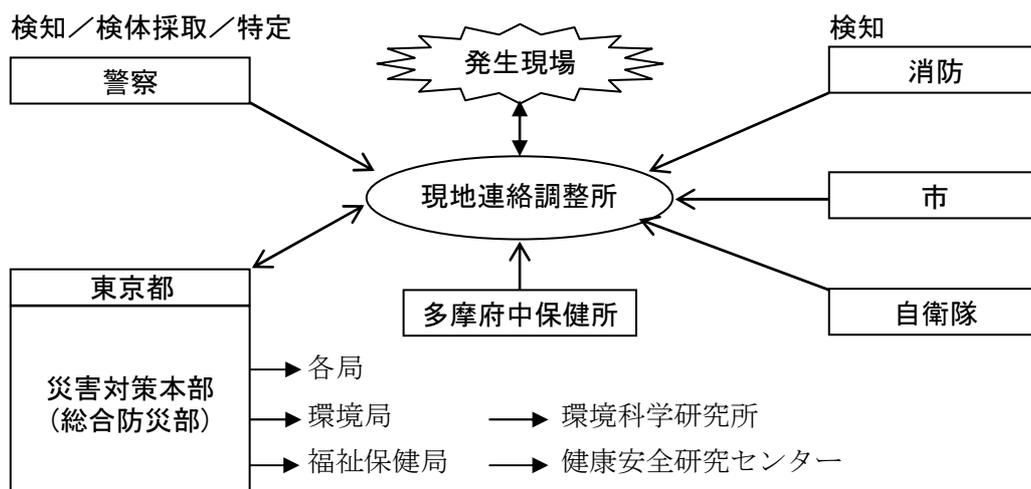
## 3 医療活動

機関名	内容
都	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療機関の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者の治療のための医療機関の確保に努める。</li> <li>○ 救急告示医療機関の収容能力を超える場合または超えることが予測される場合は、早期に後方医療施設等への収容等、調整を行う。</li> </ul> </li> <li>2 医療スタッフの確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 収容医療機関で医師等が不足または不足することが予測される場合は、都医師会等に応援派遣を求める。</li> </ul> </li> <li>3 治療の標準化 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ NBC 災害の特性に応じて、その治療方針について専門家の意見を聴取するとともに治療に必要な情報の提供やワクチン、抗生物質等の薬品類の確保に努める。</li> </ul> </li> </ol>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療スタッフが不足する場合は、小金井市医師会に協力を要請する。</li> </ul>
小金井市医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市からの要請に基づき、医療救護班を派遣する。</li> </ul>

## 第2 原因物質の特定

機関名	内容
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原因物質の特定に係る情報を、搬送先医療機関や現地活動機関及びその他の関係機関、また必要に応じて市区町村等に提供し、共有するよう努める。</li> </ul>
各機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各機関において原因物質等を特定した場合は、速やかに都災害対策本部または現地連絡調整所に連絡する。</li> <li>○ 現地活動機関が簡易検知により結果が出た場合は、速やかに都災害対策本部または現地連絡調整所に連絡する。</li> </ul>

### <関係機関による連携モデル>



## 第3 被害の拡大防止

### 1 危険区域

機関名	内容
都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災現場において、警察、消防等により警戒区域や危険区域が設定されている場合、都及び市は、現地連絡調整所においてこれらの機関と連携し、付近住民に対して周知徹底を図る。</li> <li>○ 都は、危険区域内への付近住民の立入り監視について、市と連携して対処する。</li> </ul>

### 2 住民の避難、誘導

機関名	内容
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の規模、程度から付近住民の避難が必要と判断した場合、当該市区町村長に通報する。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長は、災害現場付近住民の避難が必要と判断した場合は、避難の勧告または指示を行う。</li> <li>○ 市は、警察署及び消防署と緊密に連携して住民の避難誘導を行う。</li> <li>○ 住民の避難は、原則として徒歩によることとするが、避難行動要支援者等の単独歩行が困難な者に対して、搬送車両等を確保する。</li> <li>○ 住民の避難先は「震災編 第2部 第8章 避難者対策」を原則とするが、避難時間や風向き等の気象条件等により必要に応じて新たに避難所を選定する等、柔軟に対応する。</li> </ul>

### 3 健康被害調査活動

機関名	内容
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民の健康被害把握のために関係部局により調査チームを編成し派遣する。</li> <li>○ 被害調査活動の結果を速やかに集約、分析し、事後の対応策の立案に反映する。</li> <li>○ 調査活動及び活動結果の報道発表にあたっては、被災者のプライバシー保護に十分留意する。</li> </ul>

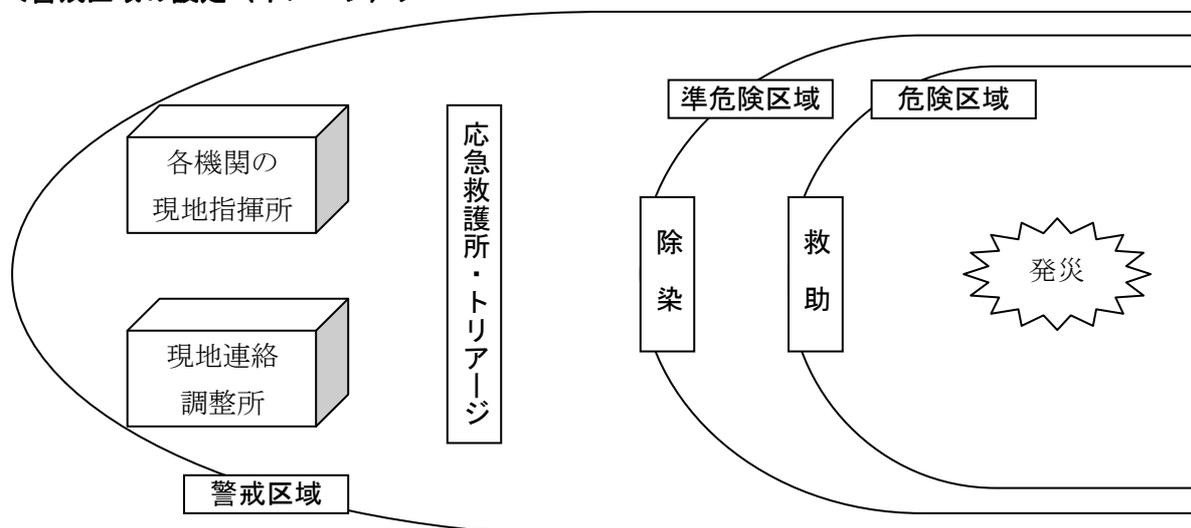
#### 4 施設の閉鎖と解除

機関名	内容
都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都や市が管理する施設、設備が被害を受けた場合（受けたと判断される場合を含む。）は、安全が確認されるまでの間、必要に応じて閉鎖する。</li> <li>○ 民間が管理する施設、設備が被害を受けた場合（受けたと判断される場合を含む。）は、必要に応じて安全が確認されるまで閉鎖するよう、当該施設管理者に依頼する。</li> <li>○ 汚染（感染）区域の除染活動または消毒活動の終了後、汚染（感染）区域の安全性について十分検討し、施設閉鎖を解除する。</li> </ul>

#### 5 汚染（感染）状況の把握

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共施設等の汚染（感染）状況を定期的に調査し、結果を市民に広報する。</li> </ul>

#### <警戒区域の設定（イメージ）>



#### 第4 被災者への支援

機関名	内容
市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の設置、運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所の設置が必要なときは、「震災編 第2部 第8章 避難者対策」に準じて、避難所を設置、運営する。</li> </ul> </li> <li>2 食料、生活必需品の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者の人心安定を図るため、「震災編 第2部 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進」に準じて迅速に食料、生活必需品等を提供する。</li> </ul> </li> <li>3 相談窓口の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じて被災者のための生活相談等の窓口を設置し、特に心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の心のケアにも都と連携して対処する。</li> </ul> </li> </ol>